

# 平成26年4月1日(火)から 有料事業系指定ごみ袋の 料金(手数料)が変わります

消費税率の改定に伴い、有料事業系指定ごみ袋(燃やせるごみ用45ℓ・燃やせないごみ用45ℓ)の料金(手数料)を変更いたします。

なお、変更後の料金(手数料)に対応したごみ袋を、平成26年3月24日(月)から市内のスーパーやコンビニエンスストア等で販売します。

	変更前		➔	変更後	
	単価	セット販売		単価	セット販売
燃やせるごみ用45ℓ 燃やせないごみ用45ℓ	280円/枚	2,800円/10枚		290円/枚	2,900円/10枚

※上記以外の変更はありません



## 料金(手数料)変更前のごみ袋の使用方法



平成26年4月1日から、料金(手数料)変更前のごみ袋には、10円分の差額シールを購入し、貼り付けることで使用できます。

差額シールは、市内のスーパーやコンビニエンスストア等で1枚単位で販売します。(平成26年3月24日から販売開始)

## 差額シールの貼り方(燃やせるごみ用45ℓ・燃やせないごみ用45ℓ)



10円分の差額シールを1枚貼り付ける。

※収集作業員に見えるように袋の表側に貼ってください

※ごみ袋には事業所名を必ず記入してください



(問い合わせ) 浦安市ごみゼロ課 047-351-1111 (代表)